

京都市告示第365号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成29年10月2日

京都市長 門川大作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する 障害区分
上田 茂信	医療法人 うえだ医院	内科, 胃腸科, リハビリテーション科	肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸器, 小腸	肝臓
畔柳 彰	くろやなぎ・いいだ医院	内科, 循環器内科, 小児科	心臓	肢体, 腎臓, 呼吸器, ぼうこう・直腸
中西 克己	(医) 新生十全会 京都 双岡病院	内科, 神経内科, 精神科	視覚*, 聴覚*, 平衡, 音声・言語, そしゃく, 肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸器, ぼうこう・直腸, 小腸	免疫, 肝臓

中安 頭	中安外科医院	外科, リハビリテーション科	肢体	肝臓

*障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の場合、腫瘍や神経疾患等による視覚障害又は聴覚障害の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)